

発行：豊島区選挙管理委員会
編集：政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111
ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp>

選挙特集号



平成16年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール
小学生の部豊島区最優秀賞受賞作品

あなたの一票には力がある 衆議院議員選挙

(小選挙区選出・比例代表選出)

最高裁判所裁判官 国民審査

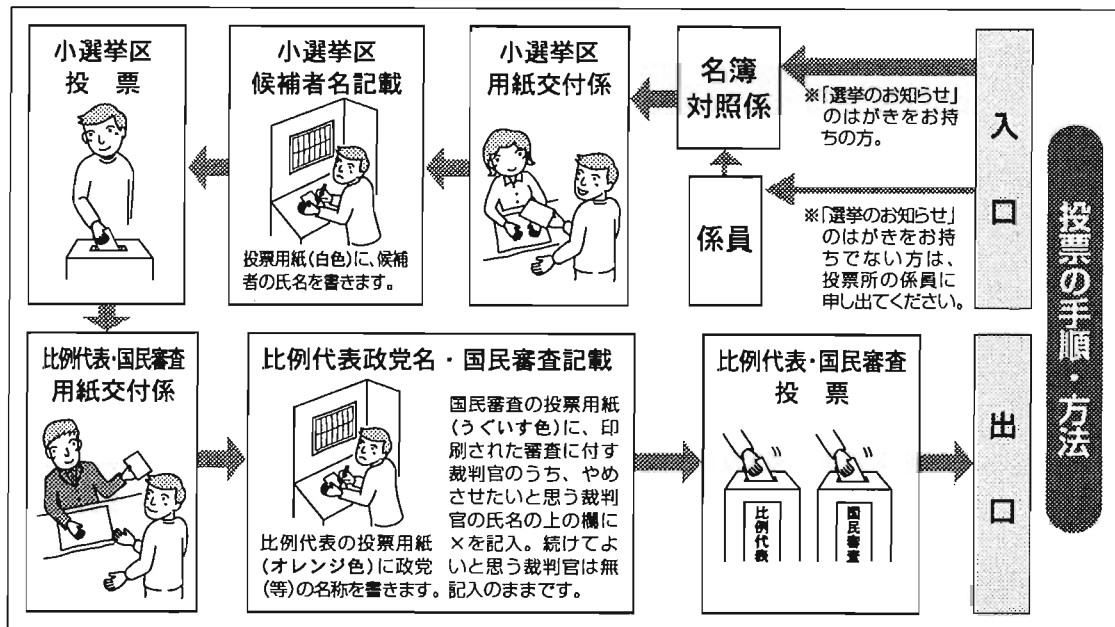
衆議院議員選挙(第44回)は、
今後の国政を託す人を選ぶ大切な
選挙です。

貴重な一票を無駄にしないよう、
皆さん投票しましょう。

区選挙管理委員会事務局
☎3981-4464

投票日 9月11日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



小選挙区選出議員選挙の選挙区について
豊島区は、練馬区の一部の地域を合わせた、東京都第10区(議員定数1名)に該当します。

比例代表選出議員の選挙区について
東京都全域が一つの選挙区で、定数は17名です。

豊島区で投票できる方
次のいずれにも該当する方。
①日本国籍がある
②昭和60年9月12日以前に生まれた
本経済新聞の各朝刊に折り込み

選挙公報の配布
選挙公報は、9月6日に朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の各朝刊に折り込み

第25投票所が変更になります
投票所：旧道和中学校から西池袋第二区民集会所(西池袋3の8の20)へ。

対象地域：西池袋四丁目全域

在外投票
国外に引き続き3か月以上お住まいの方で、あらかじめ本人の申請に基づき在外選挙人名簿に登録されている場合は、比例代表選出選挙のみ投票できます。在外選挙人名簿に登録されている方は、帰国して投票する方は、

投票所の出入口にスロープを設置します
車いすなどで投票所へ来られる方のために、段差解消用スロープを設置します。なお、出入りにくいときは投票所の係員に申し出て下さい。

点字投票
視覚に障害のある方で点字投票を希望する方は、投票所の係員に申し出て下さい。

代理投票
体が障害のある方や字を書くことが困難な方には、本人に代わって投票所の係員が記載します。なお、法律により秘密は守られます。

配布します。
また、区役所本庁舎1階区民相談コーナー(夜間・休日は地下1階時間外受付窓口)、区民事務所などにもありますので、ご利用ください。

事前に事務局までお問い合わせください。

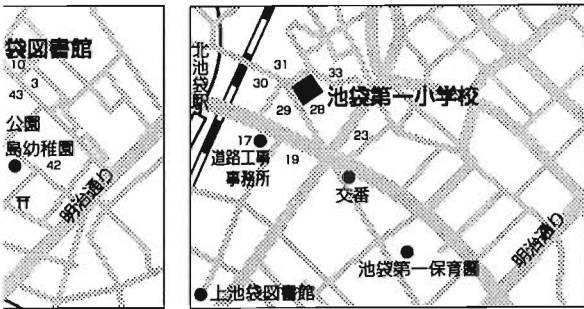
豊島区で投票できる方・できない方

投票日現在	対象者	豊島区での投票	注意・条件など
区内在住	最近区内で転居をした方	できる	●8月17日までに転居届出をした方は、新住所地の投票所となります。 ●8月18日以降に転居届出をした方は、前住所地の投票所となります。
	本年5月30日以降に転入届出をして、引き続き住んでいる方	できない *1	前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
区外在住	本年5月11日以降に豊島区外へ転出した方	右の条件に当てはまる方はできる	豊島区の選挙人名簿に登録されていて、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、豊島区で投票できます。(「選挙のお知らせ」はがきを、郵送しています。)
	本年4月30日から5月10日までに豊島区外へ転出した方	一定の条件に当てはまる方はできる	期日前投票ができる場合がありますので、豊島区選挙管理委員会にお問い合わせください。

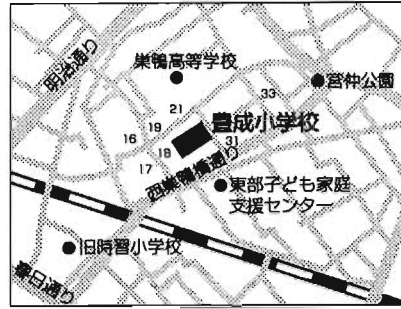
*1：平成17年5月30日から6月1日の間に豊島区に転入届出された方は、上記の内容に関わらず、投票できる場合がありますので、お問い合わせください。

たの一票には力がある

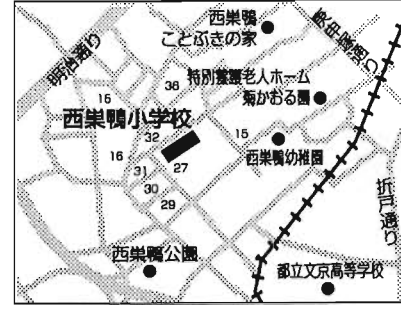
第3投票区



第4投票区



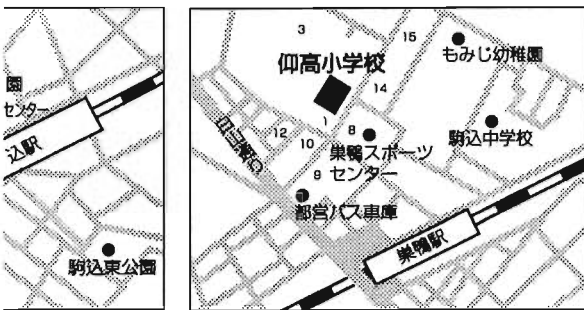
第5投票区



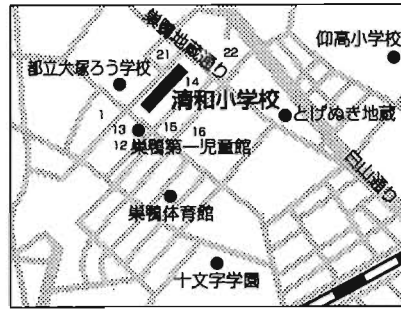
第6投票区



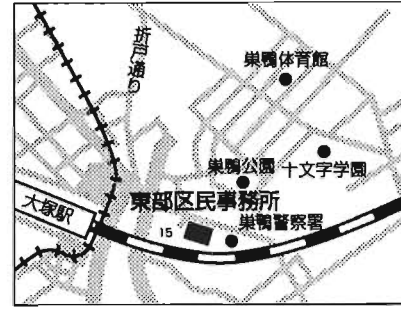
第10投票区



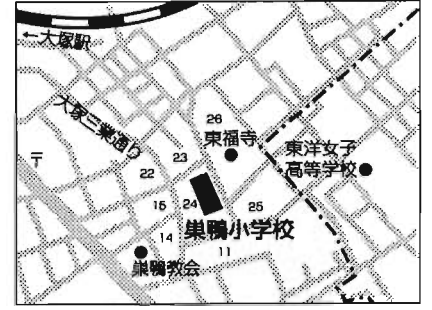
第11投票区



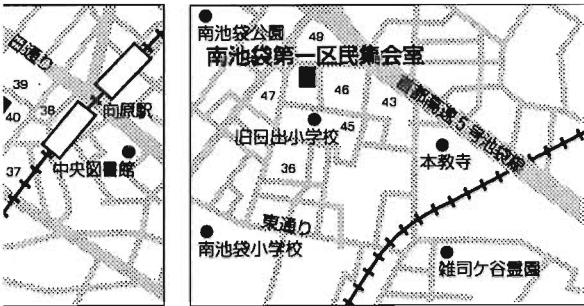
第12投票区



第13投票区



第17投票区



第18投票区



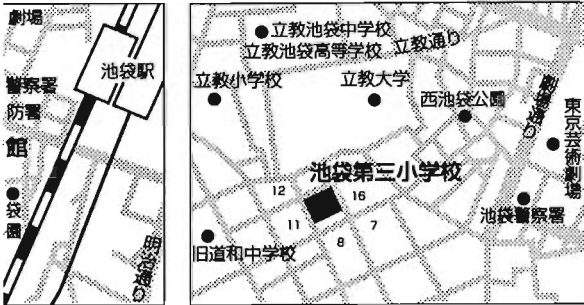
第19投票区



第20投票区



第24投票区



第25投票区



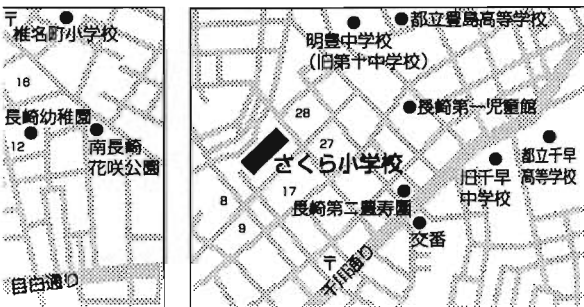
第26投票区



第27投票区



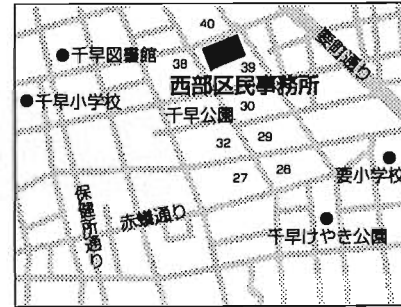
第31投票区



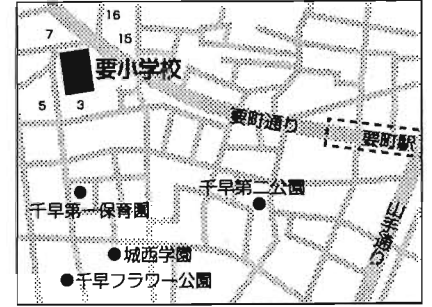
第32投票区



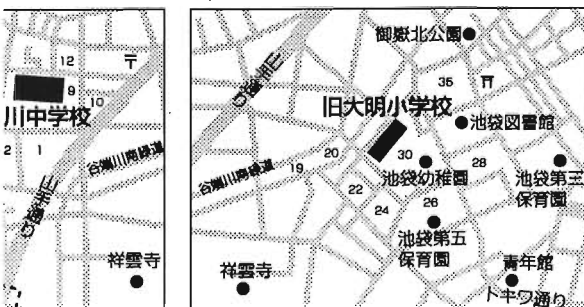
第33投票区



第34投票区



第38投票区



第39投票区



第40投票区



第41投票区



投票所一覧

※投票所施設・敷地内は禁煙です

投票区	投 票 所	投 票 区 の 区 域
1	豊島区役所 東池袋1-18-1	東池袋1丁目・2丁目(34～63番)・ 3丁目(2～15番)
2	上池袋図書館 上池袋2-45-15	上池袋2丁目
3	池袋第一小学校 上池袋4-28-1	上池袋3丁目・4丁目
4	豊成小学校 上池袋1-18-24	北大塚3丁目 上池袋1丁目
5	西巢鴨小学校 西巢鴨1-27-1	西巢鴨1丁目・2丁目
6	巢鴨北中学校 西巢鴨3-17-1	西巢鴨3丁目・4丁目
7	朝日小学校 巢鴨5-33-1	巢鴨4丁目(27～44番)・5丁目
8	駒込小学校 駒込3-13-1	駒込3丁目・6丁目・7丁目
9	駒込児童館 駒込2-2-4	駒込1丁目・2丁目
10	仰高小学校 駒込5-1-19	駒込4丁目・5丁目 巢鴨1丁目(1～33番)・2丁目
11	清和小学校 巢鴨3-14-1	巢鴨3丁目・4丁目(1～26番)
12	東部区民事務所 北大塚1-15-10	北大塚1丁目・2丁目
13	巢鴨小学校 南大塚1-24-10	巢鴨1丁目(34～51番) 南大塚1丁目
14	南大塚社会教育会館第五会議室 南大塚2-36-1	南大塚2丁目
15	西巢鴨中学校 南大塚3-18-1	南大塚3丁目 東池袋2丁目(1～33番)
16	朋有小学校 東池袋4-40-1	東池袋3丁目(1-16～23番)・4丁目・5丁目
17	南池袋第一区民集会室 南池袋2-46-13	南池袋2丁目・4丁目
18	南池袋小学校 南池袋3-18-12	南池袋1丁目・3丁目 雑司が谷3丁目
19	旧高田小学校 雑司が谷2-12-1	雑司が谷1丁目・2丁目
20	高南小学校 高田2-12-7	高田1丁目・2丁目
21	千登世橋中学校 目白1-1-1	高田3丁目 目白1丁目(1～6番)
22	目白小学校 目白2-11-6	目白1丁目(7番) 目白2丁目・3丁目
23	勤労福祉会館 西池袋2-37-4	西池袋1丁目・2丁目
24	池袋第三小学校 西池袋3-14-3	西池袋3丁目・5丁目
25	西池袋第二区民集会室 西池袋3-8-20	西池袋4丁目
26	西池袋中学校(旧真和中学校) 目白5-24-12	目白4丁目・5丁目
27	富士見台小学校 南長崎1-10-5	南長崎1丁目・2丁目
28	長崎小学校 長崎2-6-3	長崎1丁目・2丁目・3丁目
29	椎名町小学校 南長崎4-30-5	南長崎3丁目(10～42番)・4丁目(24～44番)・ 5丁目(11～33番)・6丁目(10～38番)
30	長崎中学校 南長崎4-13-22	南長崎3丁目(1～9番)・4丁目(1～23番)・ 5丁目(1～10番)・6丁目(1～9番)
31	さくら小学校 長崎6-16-1	長崎5丁目・6丁目 千早4丁目
32	千早小学校 千早3-33-5	長崎4丁目 千早3丁目
33	西部区民事務所 千早2-39-3	千早2丁目
34	要小学校 要町2-3-20	千早1丁目 要町2丁目
35	旧千川小学校体育館 要町3-54-16	要町3丁目 千川1丁目・2丁目
36	高松小学校 高松2-57-22	高松2丁目・3丁目
37	千川中学校 高松1-9-21	要町1丁目 高松1丁目
38	旧大明小学校 池袋3-30-8	池袋2丁目(1～40番)・3丁目(1～59番)
39	池袋小学校(旧池袋第五小学校) 池袋4-23-8	池袋1丁目・2丁目(41～78番)・ 3丁目(60～71番)・4丁目
40	池袋第二小学校 池袋本町1-43-1	池袋本町1丁目・2丁目
41	文成小学校 池袋本町4-36-1	池袋本町3丁目・4丁目

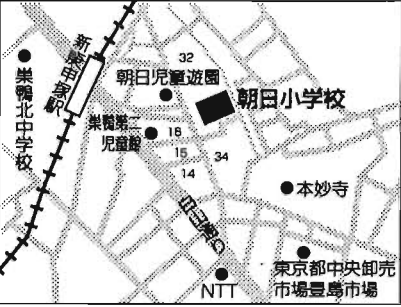
改修工事を行っている投票所があります

ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

- ◆対象投票所 (投票区) / 利用できる施設入口
- 豊成小学校 (第4投票区) / 東門
 - 西巢鴨小学校 (第5投票区) / 正門・東門・消防門
 - 富士見台小学校 (第27投票区) / 正門
 - 高松小学校 (第36投票区) / 正門玄関・南門
 - 文成小学校 (第41投票区) / 東門・北門



第7投票区



第1投票区



第2投票区



第8投票区



第9投票区



第14投票区



第15投票区



第16投票区



第21投票区



第22投票区



第23投票区



第28投票区



第29投票区



第30投票区



第35投票区



第36投票区



第37投票区



期日前投票・

不在者投票のご案内

期日前投票

「期日前投票制度」は、選挙日当日より前であっても、選挙日当日と同じように投票を行うことができる制度です。

期日前投票所はこちらです

- ① 区民センター3階
(東池袋1の20の10)
8月31日(水)～9月10日(土)
午前8時30分～午後8時
- ② 東部区民事務所
(北大塚1の15の10)
9月4日(日)～9月10日(土)
午前8時30分～午後8時
- ③ 西部区民事務所
(千早2の39の3)
9月4日(日)～9月10日(土)
午前8時30分～午後8時

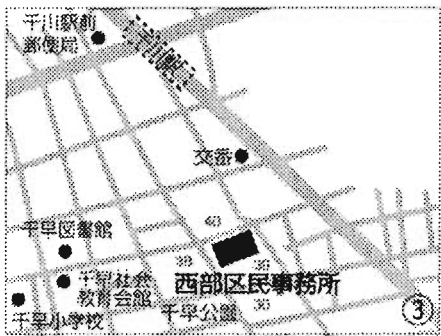
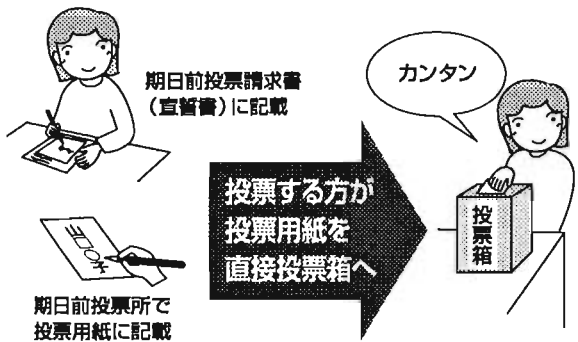
期日前投票の方法

「選挙のお知らせ」(はがき)を持参の上、受付で「期日前投票宣誓書兼投票用紙請求書」に記入し、提出してください。

「選挙のお知らせ」(はがき)がなくても期日前投票はできます。印鑑は必要ありません。

※投票日(9月11日)に20歳を迎える方は、不在者投票制度に迎えます。

期日前投票の方法



豊島区内不在者投票指定病院等一覧

施設名	所在地
山口病院	西 巢鴨1・19・17
巢鴨病院	西 巢鴨2・36・18
久保田病院	西 巢鴨3・19・3
一心病院	北 大塚1・18・7
東京都立大塚病院	南 大塚2・8・1
豊島中央病院	上 池袋2・42・21
池袋病院	東 池袋3・5・4
平塚胃腸病院	西 池袋3・2・16
長夕病院	池 袋1・5・8
関野病院	池 袋3・28・3
安寿	南 池袋3・7・8
池袋えびすの郷	池袋本町2・34・1
としま昭和病院	南 長崎5・17・9
橋本病院	長 崎2・12・13
敬愛病院	長 崎2・16・15
要町病院	要 町1・11・13
特別養護老人ホーム	菊かおる園
	西 巢鴨2・30・19
	豊港荘
	池 袋4・25・10
	池袋敬心苑
	南 池袋3・7・8
	山吹の里
特別養護老人ホーム	高 田3・37・17
	風かおる里
	南 長崎6・15・6
	ゆたか苑
	長 崎3・26・4
特別養護老人ホーム	アトリエ工村
	長 崎4・23・1
特別養護老人ホーム	シオンとしま
	池 袋1・4・11

不在者投票

選挙人名簿登録地以外(他区市町村)で不在者投票をする方

次の順序で投票できます。

- ① 「不在者投票宣誓書兼請求書」(用紙は各選挙管理委員会に交付)に必要な事項を記入し、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会(豊島区の選挙人名簿に登録されている場合は豊島区選挙管理委員会)に、投票用紙を請求してください。
- ② 選挙管理委員会が「不在者投票宣誓書兼請求書」を審査し、次の書類を送付します。
- 投票用紙(事前に記載すると受理されません)
- 不在者投票用封筒(選挙ごとに、外・内封筒の2種類があります)
- 不在者投票証明書入りの封筒(この封筒を開けると、投票ができます)
- ③ 前記3点を、滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

郵便投票ができる方(在宅投票)

- ① 重度の身体障害者や戦傷病者、介護保険の被保険者で、選挙管理委員会が発行する郵便投票証明書をお持ちの方は、在宅のままで投票ができます(左表参照)。
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方(1級)
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方(2級)
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方(3級)
- ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方(4級)
- ⑥ 戦傷病者手帳をお持ちの方(5級)
- ⑦ 戦傷病者手帳をお持ちの方(6級)
- ⑧ 戦傷病者手帳をお持ちの方(7級)
- ⑨ 戦傷病者手帳をお持ちの方(8級)
- ⑩ 戦傷病者手帳をお持ちの方(9級)
- ⑪ 戦傷病者手帳をお持ちの方(10級)
- ⑫ 戦傷病者手帳をお持ちの方(11級)
- ⑬ 戦傷病者手帳をお持ちの方(12級)
- ⑭ 戦傷病者手帳をお持ちの方(13級)
- ⑮ 戦傷病者手帳をお持ちの方(14級)
- ⑯ 戦傷病者手帳をお持ちの方(15級)
- ⑰ 戦傷病者手帳をお持ちの方(16級)
- ⑱ 戦傷病者手帳をお持ちの方(17級)
- ⑲ 戦傷病者手帳をお持ちの方(18級)
- ⑳ 戦傷病者手帳をお持ちの方(19級)
- ㉑ 戦傷病者手帳をお持ちの方(20級)
- ㉒ 戦傷病者手帳をお持ちの方(21級)
- ㉓ 戦傷病者手帳をお持ちの方(22級)
- ㉔ 戦傷病者手帳をお持ちの方(23級)
- ㉕ 戦傷病者手帳をお持ちの方(24級)
- ㉖ 戦傷病者手帳をお持ちの方(25級)
- ㉗ 戦傷病者手帳をお持ちの方(26級)
- ㉘ 戦傷病者手帳をお持ちの方(27級)
- ㉙ 戦傷病者手帳をお持ちの方(28級)
- ㉚ 戦傷病者手帳をお持ちの方(29級)
- ㉛ 戦傷病者手帳をお持ちの方(30級)
- ㉜ 戦傷病者手帳をお持ちの方(31級)
- ㉝ 戦傷病者手帳をお持ちの方(32級)
- ㉞ 戦傷病者手帳をお持ちの方(33級)
- ㉟ 戦傷病者手帳をお持ちの方(34級)
- ㊱ 戦傷病者手帳をお持ちの方(35級)
- ㊲ 戦傷病者手帳をお持ちの方(36級)
- ㊳ 戦傷病者手帳をお持ちの方(37級)
- ㊴ 戦傷病者手帳をお持ちの方(38級)
- ㊵ 戦傷病者手帳をお持ちの方(39級)
- ㊶ 戦傷病者手帳をお持ちの方(40級)
- ㊷ 戦傷病者手帳をお持ちの方(41級)
- ㊸ 戦傷病者手帳をお持ちの方(42級)
- ㊹ 戦傷病者手帳をお持ちの方(43級)
- ㊺ 戦傷病者手帳をお持ちの方(44級)
- ㊻ 戦傷病者手帳をお持ちの方(45級)
- ㊼ 戦傷病者手帳をお持ちの方(46級)
- ㊽ 戦傷病者手帳をお持ちの方(47級)
- ㊾ 戦傷病者手帳をお持ちの方(48級)
- ㊿ 戦傷病者手帳をお持ちの方(49級)

在宅投票ができる方

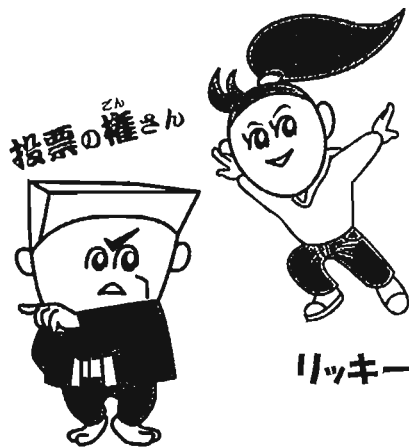
身体障害者手帳をお持ちの方	
両下肢の障害、体幹機能障害、移動機能障害	1級または2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級または3級
免疫	1級から3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	
両下肢の障害、体幹機能障害	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

指定病院(施設)に入院(所)中の方

指定病院など(区内の場合は左表)に入院(所)中で、投票

● 日の当日に投票所へ行けない方は、病院(施設)内で投票できますので、院長(施設の長)に申し出てください。

ちょっとそこまで選挙です



投票は政治への参加の機会です

最近、各種選挙の投票率の低下が問題になっています。特に20歳代、30歳代の若い方々の投票率が著しく低くなっています。棄権することなく貴重な一票を生かしましょう。

街頭啓発活動にご協力ください

明るい選挙推進協議会では、9月8日(木)に明るい選挙の推進と、投票日の周知や棄権防止の呼びかけをするため、池袋駅周辺など区内11か所で街頭啓発活動を行います。

公営ポスター掲示場

衆議院議員選挙のポスター掲示場を、1投票所あたり7～8か所、区内全域では308か所設置します。

貼ってあるポスターが破れていたり、掲示板が壊れているのを見かけた方は、お手数ですが事務局へご連絡ください。

選挙情報をお知らせします

◇内容…投票所一覧など※投票日当日は選挙管理委員会による発表の後、投票率、開票状況、開票結果を順次お知らせします。

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp/>

携帯端末 <http://senkyo.city.toshima.tokyo.jp> (i-mode、Vodafone live!、EZweb 対応)※携帯端末は、投・開票速報情報のみ。

問ホームページ運営担当係 ☎3981-4170